

所 管 事 務 調 査 に つ い て

地方自治法第109条第2項の規定に基づき、次のとおり所管事務調査を行う。

令和7年9月25日

宗像市議会議長 岡本 陽子 様

提出者 宗像市議会議員 小林 栄二
賛成者 宗像市議会議員 川内 亮
賛成者 宗像市議会議員 北崎 正則
賛成者 宗像市議会議員 吉田 剛
賛成者 宗像市議会議員 石松 修
賛成者 宗像市議会議員 齋藤 元孝

記

1 調査目的 建設産業常任委員会の所管に属する事務の調査及び資料の収集を行い、今後の委員会活動に活用するため。

2 調査者 建設産業常任委員会委員 6人

3 調査先及び調査事項

調査先	調査事項
長野県 長野市	善光寺周辺の観光施策について
	鳥獣害対策とジビエ加工センターについて
長野県 須坂市	「須坂フルーツ発泡酒」を核とした果樹振興と販わい創出事業について

4 調査期間 令和7年10月20日（月）から
令和7年10月22日（水）まで 3日間

5 調査方法 建設産業常任委員会による出張調査

6 予 算 600千円（1人あたり100千円）